第一号様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

（注意）

１．　（略）

２．法第５条第２項の規定に基づく申請にあっては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。

３．申請者（法第５条第２項に基づく申請にあっては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

４．共同住宅等に係る申請にあっては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

（削る）

（第二面）

長期優良住宅建築等計画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【９．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】　（略）
【10．確認の特例】 法第６条第２項の規定による申出の有無　□無　□有
【11．住宅の品質の確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条の２第３項又は第４項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第７条の４第１項第１号に規定する別記第11号の４様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無　□無　□有

（注意）

１．・２．　（略）

３．【11．住宅の品質の確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項又は第４項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

４．この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

（注意）

１．　（略）

２．法第５条第２項の規定に基づく申請にあっては、分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。

３．申請者（法第５条第２項に基づく申請にあっては、分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

４．法第５条第１項及び第３項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあっては、第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第一面、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。

５．法第５条第２項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあっては、第一面及び第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。

（第二面）

長期優良住宅建築等計画

１．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【９．長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】　（略）
【10．確認の特例】 法第６条第２項の規定による申出の有無　□無　□有

（注意）

１．・２．　（略）

（新設）

３．　（略）